# NPDI第6回外相会合 NPT運用検討会議第2回準備委員会に提出の作業文書 「包括的核実験禁止条約(CTBT)」(概要)

#### 現状・問題の所在

- ➤ CTBTの早期発効及び実効性担保に向けた取 組が重要。
- CTBTは、宇宙空間、地下を含むあらゆる空間における核実験を禁止。核兵器開発には核実験の実施が必要であることから、CTBTは核軍縮・不拡散上極めて重要。
- 条約の発効に批准が必要な国のうち8か国(中国, エジプト, 印, イラン, イスラエル, パキスタン, 米国, 北朝鮮)が未批准のため、未だ発効に至っていない。
- CTBTの国際監視制度は北朝鮮の核実験の際のデータ把握などの有用性あり。

- ▶2015年NPT運用検討会議で以下に合意 すべき
- 全ての国, 特に未批准の8発効要件国に対し, 他国の批准を待つことなく批准を求める。
- <u>核兵器国にはCTBT批准を奨励する責任が</u> あり、そのためのイニシアティブをとるよう求 める。
- 全ての国に対し<u>核実験モラトリアムの維持</u> を求める。
- 全ての締約国に対し、CTBT発効までの準備、特に国際監視制度の整備を支援するよう奨励。

# NPDI第6回外相会合 NPT運用検討会議第2回準備委員会に提出の作業文書 「核兵器の役割低減」(概要)

### 現状・問題の所在

- ▶核兵器廃絶という目標に向けて, 宣言政策における核兵器の役割低減が重要。
- ・安全保障政策における<u>核兵器の役割を狭めていくことによって、軍事的に必要となる核兵器の数を減らす</u>ことができるため、重要な核軍縮措置の一つ。

- ▶2015年NPT運用検討会議で以下に合意 すべき
- 核兵器使用の人道上の結果に鑑み, 65年 以上にわたる核兵器の不使用記録を永遠 に継続。
- 安全保障戦略・軍事ドクトリンにおける核兵 器の役割・意義を削減。
- 全ての核兵器国は、<u>NPT上の不拡散義務</u> <u>を遵守している非核兵器国に対して、核兵</u> 器を使用しないことを改めて誓約。
- 新たな核弾頭を開発しない。
- NPDIが提示した報告フォーム案を参考に、 核兵器の役割低減について報告。
- 核兵器の役割を低減するために、核兵器使用の悲惨な結果について若い世代に継承 する軍縮不拡散教育を積極的に進める。

# NPDI第6回外相会合 NPT運用検討会議第2回準備委員会に提出の作業文書 「非戦略核」(概要)

#### 現状・問題の所在

- ▶戦略核のみならず, 非戦略核の削減も重要。
- 一般的に、戦略核は大陸間弾道ミサイル(ICB M)のような長距離核ミサイル、非戦略核は短中 距離核ミサイル等を指す。
- ・これまで、非戦略核の削減については、欧州における戦術核(短距離)が中心であったことから、アジアの視点も含むグローバルな非戦略核の削減を目指す必要あり。

- ▶2015年NPT運用検討会議で以下に合意 すべき
- 非戦略核の透明性を高める。
- 検証可能かつ不可逆的な方法で、非戦略 核の削減を開始。
- 将来の核軍縮交渉プロセスで、非戦略核を含める。
- 核兵器の宣言政策(特に非核兵器国に対して無条件の消極的安全保証(NSA))との関係で矛盾しないか、非戦略核の配備態勢を見直す。
- 標準報告フォームを用いて、非戦略核に関して報告。
- 1991年及び1992年の米ソ/米露の大統領イニシアティブ(水上艦艇からの非戦略核の撤去等)の実施状況に関する透明性とその検証。

# NPDI第6回外相会合 NPT運用検討会議第2回準備委員会に提出の作業文書 「輸出管理」(概要)

#### 現状・問題の所在

#### ▶輸出管理の重要性・意義

- 不拡散の実効性を担保する上で、平和目的での利用及び拡散の防止を確保するための取組が不可欠。
- 他方, <u>国内の輸出管理体制が脆弱</u>であったり, 国際的な輸出管理レジームのガイドラインを国内法令に適切に反映できていない国も多い。
- 輸出管理に加え, 非核兵器国による原子力活動は, IAEAの保障措置下に置き, 軍事転用を未然に防ぐ必要がある。

### 取るべきアクション

- ▶2015年NPT運用検討会議への具体 的提言
- 効果的な<u>国内輸出管理体制の整備・強</u> 化を奨励。
- IAEA保障措置上の義務の遵守を核関 連資機材・技術の供給の条件とする。
- 非核兵器国との核関連物質の供給取 決めにおいて、IAEA包括的保障措置 協定及び追加議定書の締結・実施を求 める。
- 原子力供給国グループ(NSG)及びザンガー委員会のガイドライン(注)の遵守を求める。

(注)原子力関連資機材・技術の輸出国が守るべき指針

# NPDI第6回外相会合

# NPT運用検討会議第2回準備委員会に提出の作業文書 「核兵器国における保障措置の適用拡大」(概要)

#### 現状・問題の所在

- ▶核兵器国と非核兵器国との間に存在する 保障措置上の義務のアンバランスの解消 の必要性。
- 核兵器国における保障措置には以下のような裁量・適用除外が盛り込まれている。
- ①平和目的の核物質であってもIAEAに申告しない裁量。
- ②保障措置下の核物質・施設の一部適用除 外。
- ③<u>軍事目的で必要がなくなった核物質を再び</u> 軍事利用へ逆戻りさせることを許容。
- ・2010年NPT運用検討会議最終文書は 核不拡散の取組の一環として、核兵器国に おける保障措置の適用拡大を求めている。

- ▶ 核兵器国に対し、以下の探求について促す。
- ① 平和目的の核物質及び施設に対し最大限の保障措置が適用されるよう、自発的保障措置協定の運用見直し・手直し。
- ② 核兵器国のIAEA追加議定書の適用範囲拡大。
- ③ <u>軍事目的で必要がなくなった核物質も不可逆</u> <u>的に保障措置下に置くことを可能とするための</u> 仕組み作り。
- ④ IAEAによる保障措置の対象とされた核物質及び施設に対する必要なアクセス実施のための財源確保。
- > 2015年NPT運用検討会議に向け、核兵器国 が以下を行うことを提案。
- ① 透明性に関する報告フォームを用いて2014 年の準備委員会に報告。
- ② 保障措置適用拡大に必要な資金の手当の方 途について見解を報告。

# NPDI第6回外相会合 NPT運用検討会議第2回準備委員会に提出の作業文書 「非核兵器地帯」(概要)

#### 現状・問題の所在

- ▶ 5つの非核兵器地帯条約のうち4条約(ラロトンガ条約(南太平洋),ペリンダバ条約(アフリカ),バンコク条約(東南アジア),中央アジア非核地帯条約)については,非核兵器国に核兵器を使用しないことを保証する議定書に署名又は批准していない核兵器国あり。
- ▶ トラテロルコ条約(ラテンアメリカ)は、全て の核兵器国が批准しているが、解釈宣言 が付されている。

- > 2015年NPT運用検討会議で以下に合意すべき
- 核兵器国は非核兵器地帯条約の議定書を発効させるための全ての必要な措置をとる。
- 核兵器国は非核兵器地帯条約の目的に反する 当該条約及び議定書への留保・解釈宣言を撤回 する。
- 核兵器国は安全の保証に関する既存のコミットメントを完全に尊重する。
- 核兵器国は非核兵器国に対し安全の保証を供 与。
- 非核兵器国に対し核兵器の使用又は威嚇を行 わないことを保証する効果的な国際取決めに関 する議論を継続。